

平成 3 0 年 3 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 1 号 平成 30 年度射水市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 30 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 30 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 30 年度射水市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 30 年度射水市水道事業会計予算
- 議案第 6 号 平成 30 年度射水市下水道事業会計予算
- 議案第 7 号 平成 30 年度射水市病院事業会計予算
- 議案第 8 号 平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 9 号 平成 29 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 10 号 平成 29 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 11 号 平成 29 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 平成 29 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の制定について
- 議案第 14 号 射水市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 15 号 射水市個人情報保護条例及び射水市情報公開条例の一部改正に
ついて
- 議案第 16 号 射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の
一部改正について
- 議案第 17 号 射水市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第 18 号 クリーンピア射水温浴施設条例の一部改正について
- 議案第 19 号 射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部改正について
- 議案第 20 号 射水市ふれあいサロン条例の一部改正について
- 議案第 21 号 射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に
関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 22 号 射水市介護保険条例の一部改正について

- 議案第 23 号 射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 24 号 射水市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について
- 議案第 25 号 射水市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 26 号 射水市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 27 号 射水市児童館条例の一部改正について
- 議案第 28 号 射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 29 号 射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第 30 号 射水市体育施設条例の一部改正について
- 議案第 31 号 射水市手数料条例の一部改正について
- 議案第 32 号 射水市堀岡福祉センター条例の廃止について
- 議案第 33 号 不動産の処分について
- 議案第 34 号 指定管理者の指定について
- 議案第 35 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 4 号 専決処分の報告について

議案第 13 号

射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

等を定める条例の制定について

射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 運営に関する基準（第 7 条—第 33 条）

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」とい
う。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号（法第 79 条の 2 第 4
項において準用する場合を含む。第 4 条において同じ。）並びに第 81 条第

1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第 3 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第 8 条第 2 4 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第 1 1

5条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号で規定する者（次号及び第33条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅

介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事

項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す

る方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

- 第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請につ

いて、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通

常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす

いように説明を行うものとする。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用についても居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び

その家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号。以下この号において「県指定居宅サービス基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等県指定居宅サービス基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際（第23号に掲げる場合を除く。）には、利用者の同意を得た上で、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付しなければならない。ただし、主治の医師が交付を希望しない場合は、この限りでない。
- (14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (15) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の

提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (16) 介護支援専門員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (17) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

- (19) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (22) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (23) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居

宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができるこ

とを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(29) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス

費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所

の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させ

なければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の従業者の任用の際における職責、職務内容等の要件を書面をもって定め、当該指定居宅介護支援事業所の全ての従業者に周知するよう努めるものとする。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない

ない。

(1) 第16条第14号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第33条 指定居宅介護支援事業者の役員及び指定居宅介護支援事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

（準用）

第34条 第3条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該

当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。))」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と、前条第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 14 号

射水市職員定数条例の一部改正について

射水市職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員定数条例の一部を改正する条例

射水市職員定数条例（平成 17 年射水市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「694 人」を「543 人」に改め、同項第 7 号中「147 人」を「55 人」に改め、同項第 9 号中「43 人」を「32 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

射水市個人情報保護条例及び射水市情報公開条例の一部改正に

ついて

射水市個人情報保護条例及び射水市情報公開条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市個人情報保護条例及び射水市情報公開条例の一部を改正する条例

(射水市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 射水市個人情報保護条例(平成 17 年射水市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特

定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8項を第10項とし、第2項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。

第5条第4項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第12条第1項中「記述等」の次に「又は個人識別符号」を加える。

第15条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

(射水市情報公開条例の一部改正)

第2条 射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「特定の個人」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の 一部改正について

射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一 部を改正する条例

射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 19 年射水市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

題名中「射水市長」を「射水市議会の議員及び射水市長」に改める。

第 1 条中「射水市長」を「射水市議会の議員（以下「市議会議員」という。）
及び射水市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 2 条中「射水市長」を「市議会議員及び市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビ

ラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 17 号

射水市コミュニティセンター条例の一部改正について

射水市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

射水市コミュニティセンター条例（平成 22 年射水市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 堀岡コミュニティセンターの項中「射水市堀岡 278 番地」を「射水市射水町一丁目 17 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

クリーンピア射水温浴施設条例の一部改正について

クリーンピア射水温浴施設条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

クリーンピア射水温浴施設条例の一部を改正する条例

クリーンピア射水温浴施設条例（平成 17 年射水市条例第 167 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

施設の使用時間は、午後 2 時から午後 9 時までとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部改正について

射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部を改正する条例

射水市在宅福祉介護手当支給条例（平成 17 年射水市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「同居し」を「同一の世帯に属し」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市在宅福祉介護手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の介護手当の支給について適用し、同日前の介護手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 20 号

射水市ふれあいサロン条例の一部改正について

射水市ふれあいサロン条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市ふれあいサロン条例の一部を改正する条例

射水市ふれあいサロン条例（平成 17 年射水市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小杉中央ふれあいサロンの項及び小杉南部ふれあいサロンの項を削る。

第 3 条の表小杉中央ふれあいサロンの項及び小杉南部ふれあいサロンの項を削る。

第 4 条の表小杉中央ふれあいサロンの項及び小杉南部ふれあいサロンの項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に
関する基準を定める条例の一部改正について

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
(平成 27 年射水市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活
を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17
第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 6 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービ
ス事業者(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。
以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第 7 項を

第 8 項とし、同条第 6 項各号列記以外の部分中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 3 2 条第 9 号中「のために介護予防サービス計画」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に改め、同条第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第 3 2 条第 2 1 号中「以下」を「次号及び第 2 2 号において」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(21)の 2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

射水市介護保険条例の一部改正について

射水市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例（平成 17 年射水市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同項第 6 号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改める。

第 14 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年射水市条例第 3 号)の一部を次のように改正

する。

目次中「 第4節 運営に関する基準（第59条の6－第59条の20）
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）
第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）
第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）
第4款 運営に関する基準（第59条の27－第59条の38） 」を

「 第4節 運営に関する基準（第59条の6－第59条の20）
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）
第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）
第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）
第4款 運営に関する基準（第59条の27－第59条の38） 」

に改める。

第1条中「指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規

定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第6条第1項第2号中「(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「の各号」及び「、午後6時から午後8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第47条第2項「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改める。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の12中「規程」の次に「(以下この節において「運営規程」と

いう。）」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービ

ス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)

の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、

設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)

第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練

(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活

訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)

第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業

所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。)及

び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に

規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第

20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の34中「規程」の次に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第59条の38中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「））の事業」を「）の事業」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定

するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項、第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え

る。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に改め、「指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「場合又は」を「場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は」に、「施設及びユニット」を「施設にユニット」に改め、「施設を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第4項中「介

「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 一身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次

の 1 号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第 182 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 186 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第 191 条第 1 項中「本体事業所である」を「第 82 条第 7 項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 6 項において同じ。）」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第 6 項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所という。）の登録者、第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同

項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 8 2 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「本体事業所である」を「第 8 2 条第 7 項に規定する本体事業所である」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第 7 項に次の 1 号を加える。

(5) 介護医療院

第 1 9 1 条中第 1 0 項を第 1 4 項とし、第 9 項を第 1 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 1 3 第 1 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第 1 9 9 条において「研修修了

者」という。)を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「、登録」を「登録」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同

じ。)」を加える。

第202条中「状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第10条、第11条及び第12条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2条を加える。

第16条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われ

ると認められるときは、置かないことができること。

- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第17条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年射水市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第1

78条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。)」の次に「又は介護医療院」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 8 3 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

射水市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について

射水市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成 17 年射水市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（処分）

第 5 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 国民健康保険事業に係る財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 保健事業の経費に係る財源に充てるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める国民健康保険事業の経費に係る財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

射水市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険条例（平成 17 年射水市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 市が行う国民健康保険の事務

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条を次のように改める。

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）

第 11 条第 2 項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、射水市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人
- (3) 公益を代表する委員 4 人

第4条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 26 号

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

射水市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年射水市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第 2 条を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

射水市児童館条例の一部改正について

射水市児童館条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市児童館条例の一部を改正する条例

射水市児童館条例（平成 17 年射水市条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表堀岡児童館の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ

いて

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 17 年射水市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号ただし書中「次の各号のいずれか」を「次のいずれか」に改め、同条第 4 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

議案第 29 号

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び
活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する
条例の一部改正について

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び
活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年射水
市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条
例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化

に関する法律（平成１９年法律第４０号。以下「法」という。）第７条第１項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号。以下「法」という。）第６条」に、「集積区域（以下「同意集積区域」という。）」を「促進区域（以下「促進区域」という。）」に改める。

第２条を次のように改める。

（課税免除の適用範囲）

第２条 市長は、促進区域内において平成２９年９月２９日から平成３５年３月３１日までの期間内に法第１４条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って同意基本計画において法第２条第１項に規定する地域経済牽引事業として定められた医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業又は物流関連産業に属する事業（以下この条において「牽引事業」という。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２５条の地方公共団体等を定める省令（平成１９年総務省令第９４号）第２条に規定するもの（以下この条において「対象施設」という。）を設置した者（牽引事業を行う者に限る。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建物の着手があった場合における当該土地に限る。以下「適用資産」という。）の取得価格の合計額が１億円（食料品・飲料製造関連産業に係るものにあつては、５千万円）を超える場合に、適用資産に対して課する固定資産税につ

いては、新たに課税すべきこととなる年度以降3箇年度分において、課税を免除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年9月29日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年9月29日以後に行う課税免除について適用し、同日前に行われた申請に係る課税免除については、なお従前の例による。

議案第 30 号

射水市体育施設条例の一部改正について

射水市体育施設条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例の一部を改正する条例

射水市体育施設条例（平成 17 年射水市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表堀岡緑地野球場の項及び堀岡緑地テニスコートの項を削る。

別表 1 堀岡緑地野球場の項及び堀岡緑地テニスコートの項を削る。

別表 2 第 5 項中「堀岡緑地野球場、薬勝寺池南公園野球場」を「薬勝寺池南公園野球場」に改め、同項の表堀岡緑地野球場の欄を削り、同表第 6 項中「堀岡緑地テニスコート」を削り、同項の表堀岡緑地テニスコートの欄を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（射水市都市公園条例の一部改正）

- 2 射水市都市公園条例（平成 17 年射水市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項中「堀岡緑地」を削る。

別表 3 堀岡緑地の項を削る。

議案第 31 号

射水市手数料条例の一部改正について

射水市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市手数料条例の一部を改正する条例

射水市手数料条例（平成 17 年射水市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号中「別表の 1 の(2)」を「別表の 1 の(1)」に改める。

別表第 1 項第 2 号の表 2 の部 2 の項中「530,000 円」を「570,000 円」に、「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に、「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,

000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表6の部1の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表7の部法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000

円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

別表第2項第7号の表10の項中「第59条の2」を「第97条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

射水市堀岡福祉センター条例の廃止について

射水市堀岡福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市堀岡福祉センター条例を廃止する条例

射水市堀岡福祉センター条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 2 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

不動産の処分について

市有地の売却について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の表示

所在及び地番 射水市北高木 465 番地 1 及び 465 番地 2

地 目 宅地

地 積 11,373.11 平方メートル

2 処分の目的 工場等建設用地として売却（大島企業団地内）

3 売却価格 151,944,750 円

4 契約の相手方 氷見市上泉 145 番地 1

株式会社中村機械

代表取締役 中村 吉延

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 34 号

指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
片口コミュニティセンター	片口地域振興会
水戸田コミュニティセンター	水戸田地域振興会
二口コミュニティセンター	ふたくち地域振興会

- 2 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 35 号

指定管理者の指定の期間の変更について

平成 27 年 12 月 24 日に議決された射水市小杉社会福社会館の指定管理者の指定についての一部を、下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

3 指定の期間中「平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に改める。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 30 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1	平成 30 年 1 月 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 236,853 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 暴風に伴うマンホールラバーによる車両 破損事故 発生日 平成 29 年 9 月 28 日 場 所 射水市立放生津小学校
3	平成 30 年 1 月 26 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 80 パーセント 損害賠償額 市 217,164 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成 30 年 1 月 11 日 場 所 射水市青井谷地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
4	平成30年1月26日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 80パーセント 損害賠償額 市 22,740円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成30年1月11日 場 所 射水市青井谷地内
6	平成30年2月2日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70パーセント 損害賠償額 市 10,821円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成29年12月26日 場 所 射水市広上地内
7	平成30年2月8日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70パーセント 損害賠償額 市 9,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成29年12月13日 場 所 射水市奈呉の江地内

